見回り点検の報告について

令和５年 11 月８日に警察・消防署同行のもと、別荘地の見回り点検を実施しました。

点検内容

１．建物の施錠、破損などの状況（建物がある場合）
２．敷地内の異常の有無
３．その他周辺の異常の有無等

連絡事項（一般）

〇上記について、特に異常があった場合は、必要に応じて個別に通知を行いました。（通知又は電話連絡）
〇冬季間は水道管が凍結して破裂する恐れがありますので、凍結防止の措置、水抜き等を行って下さい。
〇路上駐車は通行・除雪等の妨げになりますので、必ず所有者敷地内に駐車場を設けて駐車してください。